

訓令番号	訓 令 名	所 管 名	公 布 年 月 日
訓令第1号	さいたま市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	職 員 課	令和7年3月25日
訓令第2号	さいたま市建設工事等請負業者審査選定委員会規程の一部を改正する訓令	契 約 課	令和7年3月25日
訓令第3号	さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令	総 務 課	令和7年3月31日

さいたま市訓令第1号

さいたま市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

さいたま市職員安全衛生管理規程（平成13年さいたま市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(脳血管疾患及び虚血性心疾患の予防のための保健指導)

第 2 1 条の 2 [略]

2 [略]

別表第 1 （第 4 条関係）

総括安全衛生管理者

箇所		名称	充てる者の職	総括安全衛生管理代理者に充てる者の職
1	本庁舎等（次項から 1 5 の項までの箇所を除く全箇所をいう。以下同じ。）	[略]		
[略]				
8	環境局資源循環推進部東部清掃事務所（同局施設部クリーンセンター大崎を含む。）	[略]		

改正前

(脳血管疾患及び虚血性心疾患の予防のための保健指導)

第 2 1 条の 2 [略]

2 [略]

3 第 1 項の場合において、職員が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 8 条第 1 項に規定する特定保健指導の対象であるときは、所属長は、同項の保健指導に代えて状況報告書の提出を求めるものとする。

別表第 1 （第 4 条関係）

総括安全衛生管理者

箇所		名称	充てる者の職	総括安全衛生管理代理者に充てる者の職
1	本庁舎等（次項から 1 6 の項までの箇所を除く全箇所をいう。以下同じ。）	[略]		
[略]				
8	環境局資源循環推進部東部清掃事務所（同局施設部クリーンセンター大崎を含む。以下同じ。）	[略]		
9	環境局施設部東部環境セン	東部環境セン	東部環境セン	東部環境センター

9	[略]	
10	[略]	
11	教育委員会事務局並びに教育委員会に置かれる施設及び機関（次項から15の項までの箇所及びこれらが所管する施設及び機関を除く。以下同じ。）	[略]
12	[略]	
13	[略]	
14	[略]	
15	[略]	

別表第2（第5条関係）

安全管理者

箇所	名称
[略]	
環境局施設部クリーンセンター大崎	クリーンセンター大崎安全管理者
[略]	

別表第3（第6条関係）

衛生管理者

箇所	名称
[略]	
環境局施設部クリーンセンター大崎	クリーンセンター大崎衛生管理者
[略]	

別表第4（第7条関係）

安全衛生推進者

箇所	名称	充てる者の職
環境局施設部西部環境センター	[略]	

	ター（同部大宮南部浄化センターを含む。別表第5の2、別表第5の3及び別表第7を除き以下同じ。）	ター総括安全衛生管理者	ター所長	所長補佐
<u>10</u>	[略]			
<u>11</u>	[略]			
<u>12</u>	教育委員会事務局並びに教育委員会に置かれる施設及び機関（次項から <u>16</u> の項までの箇所及びこれらが所管する施設及び機関を除く。以下同じ。）	[略]		
<u>13</u>	[略]			
<u>14</u>	[略]			
<u>15</u>	[略]			
<u>16</u>	[略]			

別表第2（第5条関係）

安全管理者

箇所	名称
[略]	
環境局施設部東部環境センター	東部環境センター安全管理者
[略]	

別表第3（第6条関係）

衛生管理者

箇所	名称
[略]	
環境局施設部東部環境センター	東部環境センター衛生管理者
[略]	

別表第4（第7条関係）

安全衛生推進者

箇所	名称	充てる者の職
環境局施設部西部環境センター	[略]	

[略]	

別表第 5（第 8 条関係）

衛生推進者

箇所	名称	充てる者の職
[略]		
都市局都心整備部に置かれるまちづくり事務所	[略]	
[略]		

別表第 5 の 2（第 8 条の 2 関係）

化学物質管理者

箇所	名称
[略]	
環境局施設部西部環境センター	[略]
[略]	

別表第 5 の 3（第 8 条の 3 関係）

保護具着用管理責任者

箇所	名称
[略]	
環境局施設部西部環境センター	[略]
[略]	

別表第 6（第 9 条関係）

産業医

箇所	名称
[略]	
環境局資源循環推進部東部清掃事務所（同局施設部クリーンセンター大崎を含む）。	[略]

環境局施設部クリーンセンター大崎	クリーンセンター大崎安全衛生推進者	クリーンセンター大崎所長
[略]		

別表第 5（第 8 条関係）

衛生推進者

箇所	名称	充てる者の職
[略]		
都市局都心整備部に置かれるまちづくり事務所	[略]	
都市局に置かれる都市計画事務所	衛生推進者の上に各都市計画事務所の名称を付したもの	各都市計画事務所長
[略]		

別表第 5 の 2（第 8 条の 2 関係）

化学物質管理者

箇所	名称
[略]	
環境局施設部西部環境センター	[略]
環境局施設部東部環境センター	東部環境センター化学物質管理者
[略]	

別表第 5 の 3（第 8 条の 3 関係）

保護具着用管理責任者

箇所	名称
[略]	
環境局施設部西部環境センター	[略]
環境局施設部東部環境センター	東部環境センター保護具着用管理責任者
[略]	

別表第 6（第 9 条関係）

産業医

箇所	名称
[略]	
環境局資源循環推進部東部清掃事務所	[略]

[略]	

別表第 7（第 1 0 条関係）

作業主任者

箇所	名称	職務
[略]		
環境局施設部西部環境センター	[略]	
[略]		

別表第 8（第 1 1 条関係）

安全衛生委員会

箇所	名称	委員構成	庶務担当
[略]			
環境局資源循環推進部東部清掃事務所（同局施設部クリーンセンター大崎を含む。）	[略]		

環境局施設部東部環境センター	東部環境センター産業医
[略]	

別表第 7（第 1 0 条関係）

作業主任者

箇所	名称	職務
[略]		
環境局施設部西部環境センター	[略]	
環境局施設部東部環境センター	東部環境センター酸素欠乏危険作業主任者	酸素欠乏症等防止規則第 1 1 条第 2 項各号に掲げる事項
	東部環境センター第一種圧力容器取扱作業主任者	ボイラー及び圧力容器安全規則第 6 3 条各号に掲げる事項
	東部環境センター特定化学物質作業主任者	特定化学物質障害予防規則第 2 8 条各号に掲げる事項
[略]		

別表第 8（第 1 1 条関係）

安全衛生委員会

箇所	名称	委員構成	庶務担当
[略]			
環境局資源循環推進部東部清掃事務所	[略]		
環境局施設部東部環境センター	東部環境センター	1 東部環境センター総括安全衛生管理者	東部環境センター
	東部環境センター安全衛生委員会	2 指名安全管理者等 1 人	
		3 東部環境センター産業医	
		4 指名安全所属職員 4 人	

		5 指名衛生所属職員	
		4 人	
[略]		[略]	

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

さいたま市訓令第 2 号

さいたま市建設工事等請負業者審査選定委員会規程の一部を改正する訓令

さいたま市建設工事等請負業者審査選定委員会規程（平成 13 年さいたま市訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(組織) 第 3 条　〔略〕 2　委員長は財政局に関する事務を担当する副市長を、副委員長は都市局及び建設局に関する事務を担当する副市長を、委員は次に掲げる職にある者をもって充てる。 (1)～(8)　〔略〕 (9) <u>都市局みどり公園推進部長</u> <u>(10) 都市局まちづくり推進部長</u> <u>(11)</u> 〔略〕 <u>(12)</u> 〔略〕 <u>(13)</u> 〔略〕 <u>(14)</u> 〔略〕	(組織) 第 3 条　〔略〕 2　委員長は財政局に関する事務を担当する副市長を、副委員長は都市局及び建設局に関する事務を担当する副市長を、委員は次に掲げる職にある者をもって充てる。 (1)～(8)　〔略〕 (9) <u>都市局都市計画部長</u> <u>(10)</u> 〔略〕 <u>(11)</u> 〔略〕 <u>(12)</u> 〔略〕 <u>(13)</u> 〔略〕

附　則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表第3 個別専決事項						別表第3（第3条関係） 個別専決事項					
[略] 財政局 [略]						[略] 財政局 [略]					
契約管理部						契約管理部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長	課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
契約課	1・2 [略] 3 入札参加者の指名及び入札保証金の免除をすること（他の所管に属するものを除く。） (1) 工事等 ア 1件の設計金額が工事については <u>400万円</u> を超え2,500万円未満、工事に伴う委託については <u>200万円</u> を超え1,000万円未満 イ 1件の設計金額が工事については <u>400万円</u> 以下、工事に伴う委託については <u>200万円</u> 以下		○			契約課	1・2 [略] 3 入札参加者の指名及び入札保証金の免除をすること（他の所管に属するものを除く。） (1) 工事等 ア 1件の設計金額が工事については <u>250万円</u> を超え2,500万円未満、工事に伴う委託については <u>100万円</u> を超え1,000万円未満 イ 1件の設計金額が工事については <u>250万円</u> 以下、工事に伴う委託については <u>100万円</u> 以下		○		
4	[略]					4	[略]				
[略]						[略]					
[略]						[略]					

福祉局
[略]

長寿応援部

課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
高齢福祉課	1 <u>さいたま市老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例施行規則</u>（平成15年さいたま市規則第69号。以下「グリーンヒルうらわ条例施行規則」という。）に基づく利用日及び利用時間の変更をすること。 2・3 [略] 4 <u>さいたま市健康福祉センター条例</u>（平成13年さいたま市条例第147号）に基づく利用の許可、利用の制限、使用料の還付及び利用時間の変更をすること。 5・6 [略] 7 [略] 8 [略]	○			
介護保険課	1 <u>介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可、その取消し、変更許可等（軽微な変更の許可を除く。）</u>をすること。 2 <u>介護老人保健施設及び介護医療院の変更許可（軽微なものに限る。）</u>		○	○	

福祉局
[略]

長寿応援部

課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
高齢福祉課	1 <u>さいたま市介護老人保健施設・老人福祉施設グリーンヒルうらわ条例施行規則</u>（平成15年さいたま市規則第69号。以下「グリーンヒルうらわ条例施行規則」という。）に基づく利用日及び利用時間の変更をすること。 2・3 [略] 4 <u>さいたま市健康福祉センター西楽園条例</u>（平成13年さいたま市条例第147号）に基づく利用の許可、利用の制限、使用料の還付及び利用時間の変更をすること。 5・6 [略] 7 <u>さいたま市高齢者デ</u> <u>イサービスセンター条例</u>（平成13年さいたま市条例第153号） <u>に基づく利用時間の変更をすること。</u> 8 <u>さいたま市与野本町</u> <u>デイサービスセンター条例</u>（平成13年さいたま市条例第154号） <u>に基づく利用時間の変更をすること。</u> 9 [略] 10 [略]	○			
介護保険課	1 <u>介護老人保健施設の開設許可及びその取消し並びに変更許可等</u> をすること。			○	

	） <u>を</u> すること。				
	3 介護保険法に基づく 居宅サービス（介護予 防サービスを含む。） 事業者、地域密着型サ ービス（地域密着型介 護予防サービスを含む。 ）事業者及び居宅介護 支援（介護予防支援を 含む。）事業者（第5 項において「介護保険 法に基づくサービス事 業者等」という。）並 びに介護保険施設（介 護老人保健施設及び介 護医療院を除く。）の 指定、 <u>その取消し等</u> を すること。		○		
	4 介護保険法に基づく <u>措置命令</u> をすること。		○		
	5 介護保険法に基づく サービス事業者等及び 介護保険施設の <u>指定の 更新</u> の承認をすること。	○			
	6 養護老人ホーム及び 特別養護老人ホームの 設置の認可及びその取 消し並びに施設の廃止、 <u>休止等の認可</u> をすこと。			○	
	7 養護老人ホーム及び 特別養護老人ホームの 施設の <u>改善、事業停止 等の命令</u> をすること。			○	
	8 [略]				
	9 [略]				

[略]

環境局

環境共
生部

課所名	専決事項	課 長	部 長	局 長	副 市長
環境総 務課	1～9 [略]				

	2 介護保険法に基づく 居宅サービス（介護予 防サービスを含む。） 事業者、地域密着型サ ービス（地域密着型介 護予防サービスを含む。 ）事業者及び居宅介護 支援（介護予防支援を 含む。）事業者（第4 項において「介護保険 法に基づくサービス事 業者等」という。）並 びに介護保険施設（介 護老人保健施設を除く。 ）の指定、 <u>廃止及び取 消し</u> をすること。		○		
	3 介護保険法に基づく <u>改善命令</u> をすること。		○		
	4 介護保険法に基づく サービス事業者等及び 介護保険施設（ <u>介護老 人保健施設を除く。</u> ） の <u>変更、再開、休止及 び更新等</u> の承認をす ること。	○			
	5 養護老人ホーム及び 特別養護老人ホームの 設置の認可及びその取 消し並びに施設の廃止 <u>又は休止の承認</u> をす ること。			○	
	6 養護老人ホーム及び 特別養護老人ホームの 施設の <u>改善勧告、改善 命令及び業務停止命 令</u> をすること。			○	
	7 [略]				
	8 [略]				

[略]

環境局

環境共
生部

課所名	専決事項	課 長	部 長	局 長	副 市長
環境総 務課	1～9 [略] 10 鳥獣の保護及び管 理並びに狩猟の適正化		○		

--	--	--	--	--	--

[略]

都市局

都市計画部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
都市計画課	1 ～ 1 2 [略]				
北部都市計画指導課	1 都市計画法第 5 3 条第 1 項の規定による都市計画施設及び市街地開発事業（市街地再開発事業を除く。）の区域内において建築を許可すること。 2 都市計画法第 5 8 条の 2 第 1 項の規定による届出をした者に対して勧告をすること。 3 さいたま市景観条例（平成 2 2 年さいたま市条例第 2 0 号。以下「景観条例」という。）に基づく事前協議の申出の受理及び事前協議結果通知書の交付をすること。 4 景観法第 1 6 条に基づく届出の受理及び景観条例に基づく審査結果通知書の交付をすること。 5 景観条例に基づく完了届出の受理、完了検査の実施及び完了検査結果通知書の交付をすること。 6 景観条例に基づく助言、指導等をすること。 7 屋外広告物条例に基づく許可及び許可の取消しをすること。 8 屋外広告物条例に基づく屋外広告物を表示する者等に対する報告の徴収、立入検査、命	○			

ター西堀（共通）					
----------	--	--	--	--	--

[略]

都市局

都市計画部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
都市計画課	1 ～ 1 2 [略]				

令等を行うこと。				
9 屋外広告物条例に基づく広告物の除却を行うこと。		○		
10 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に基づく簡易除却を行うこと。	○			
11 屋外広告物条例に基づく景観形成型広告物整備地区に係る届出の受理及び受理通知書の交付を行うこと。	○			
12 駐車場法（昭和32年法律第106号）第18条第1項の規定による路外駐車場管理者から報告等を求め、又は職員をして路外駐車場等に立ち入り、路外駐車場の施設等进行检查すること。	○			
13 駐車場法第19条第1項の規定による路外駐車場管理者に対する是正措置等を命令すること。	○			
14 さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第243号）第15条第1項の規定による措置を命令すること。	○			
15 さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第198号）第6条第2項の規定による隔地駐車施設の設置を承認すること。	○			
16 都市計画法第29条、第42条及び第43条の規定による開発行為及び建築行為の許可等を行うこと。	○			
17 都市計画法第37条及び第45条の規定による承認を行うこと。	○			

	18 都市計画法第80条から第82条の規定による報告の徴収、勧告、助言、監督処分及び立入検査等を行うこと。 19 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定による証明書等の交付を行うこと。 20 さいたま市開発行為の手続に関する条例（平成20年さいたま市条例第54号）の規定による承認等、勧告、命令及び立入検査を行うこと。 21 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の規定による許可、監督処分、勧告、改善命令、立入検査及び報告の徴収を行うこと。	○				
南部都市計画指導課	1 都市計画法第53条第1項の規定による都市計画施設及び市街地開発事業（市街地再開発事業を除く。）の区域内において建築を許可すること。 2 都市計画法第58条の2第1項の規定による届出をした者に対して勧告を行うこと。 3 景観条例に基づく事前協議の申出の受理及び事前協議結果通知書の交付を行うこと。 4 景観法第16条に基づく届出の受理及び景観条例に基づく審査結果通知書の交付を行うこと。 5 景観条例に基づく完了届出の受理、完了検査の実施及び完了検査結果通知書の交付を行うこと。	○	○	○	○	○

6	景観条例に基づく助言、指導等を行うこと。	○
7	屋外広告物条例に基づく許可及び許可の取消しを行うこと。	○
8	屋外広告物条例に基づく屋外広告物を表示する者等に対する報告の徴収、立入検査、命令等を行うこと。	○
9	屋外広告物条例に基づく広告物の除却を行うこと。	○
10	屋外広告物法に基づく簡易除却を行うこと。	○
11	駐車場法第18条第1項の規定による路外駐車場管理者から報告等を求め、又は職員をして路外駐車場等に立ち入り、路外駐車場の施設等を検査すること。	○
12	駐車場法第19条第1項の規定による路外駐車場管理者に対する是正措置等を命令すること。	○
13	さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例第15条第1項の規定による措置を命令すること。	○
14	さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例施行規則第6条第2項の規定による隔地駐車施設の設置を承認すること。	○
15	都市計画法第29条、第42条及び第43条の規定による開発行為及び建築行為の許可等を行うこと。	○
16	都市計画法第37条及び第45条の規定による承認を行うこと。	○
17	都市計画法第80条から第82条の規定	○

	による報告の徴収、勧告、助言、監督処分及び立入検査等を行うこと。				
18	都市計画法施行規則第60条の規定による証明書等の交付を行うこと。	○			
19	さいたま市開発行為の手続に関する条例の規定による承認等、勧告、命令及び立入検査を行うこと。		○		
20	宅地造成及び特定盛土等規制法の規定による許可、監督処分、勧告、改善命令、立入検査及び報告の徴収を行うこと。		○		

[略]

まちづくり推進部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
[略]					
日進・指扇周辺まちづくり事務所、浦和東部まちづくり事務所、東浦和まちづくり事務所、与野まちづくり事務所、岩槻まちづくり事務所（共通）	1	[略]	○		
	2	土地区画整理法第7条第1項の規定により、建築行為等を許可すること。			
	3	[略]			
	4	[略]			
	5	[略]			
	6	[略]			
[略]					

[略]

まちづくり推進部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
[略]					
日進・指扇周辺まちづくり事務所、浦和東部まちづくり事務所、東浦和まちづくり事務所、与野まちづくり事務所、岩槻まちづくり事務所（共通）	1 [略] <u>2</u> [略] <u>3</u> [略] <u>4</u> [略] <u>5</u> [略]				
[略]					

都心整備部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
[略]					
大宮駅西口まちづくり事務所	1 [略] 2 土地区画整理法第76条第1項の規定により、建築行為等を許可すること。 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 [略] 8 [略] 9 [略] 10 [略] 11 [略] 12 [略] 13 [略] 14 [略]	○			

都心整備部					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
[略]					
大宮駅西口まちづくり事務所	1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 [略] 8 [略] 9 [略] 10 [略] 11 [略] 12 [略] 13 [略]				

都市計画事務所					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
都市計画指導課	1 都市計画法第53条第1項の規定による都市計画施設及び市街地開発事業（市街地再開発事業を除く。）の区域内において建築を許可すること。 2 都市計画法第58条の2第1項の規定による届出をした者に対して勧告をすること。 3 さいたま市景観条例（平成22年さいたま市条例第20号。以下「景観条例」という。）に基づく事前協議の申出の受理及び事前協議結果通知書の交付をすること。		○		

		4 景観法第16条に基づく届出の受理及び景観条例に基づく審査結果通知書の交付をすること。	○			
		5 景観条例に基づく完了届出の受理、完了検査の実施及び完了検査結果通知書の交付をすること。	○			
		6 景観条例に基づく助言、指導等をすること。	○			
		7 屋外広告物条例に基づく許可及び許可の取消しをすること。	○			
		8 屋外広告物条例に基づく屋外広告物を表示する者等に対する報告の徴収、立入検査、命令等をすること。	○			
		9 屋外広告物条例に基づく広告物の除却をすること。	○			
		10 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）に基づく簡易除却をすること。	○			
		11 屋外広告物条例に基づく景観形成型広告物整備地区に係る届出の受理及び受理通知書の交付をすること。	○			
		12 駐車場法（昭和32年法律第106号）第18条第1項の規定による路外駐車場管理者から報告等を求め、又は職員をして路外駐車場等に立ち入り、路外駐車場の施設等を検査すること。	○			
		13 駐車場法第19条第1項の規定による路外駐車場管理者に対する是正措置等を命令すること。	○			
		14 さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第24	○			

建設局
[略]

建築部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長
[略]				
建築行	1 建築基準法（昭和2		○	

3号)第15条第1項の規定による措置を命令すること。				
15 さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例施行規則（平成13年さいたま市規則第198号）第6条第2項の規定による隔地駐車施設の設置を承認すること。	○			
16 都市計画法第29条、第42条及び第43条の規定による開発行為及び建築行為の許可等を行うこと。		○		
17 都市計画法第37条及び第45条の規定による承認を行うこと。	○			
18 都市計画法第80条から第82条の規定による報告の徴収、勧告、助言、監督処分及び立入検査等を行うこと。		○		
19 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定による証明書等の交付を行うこと。	○			
20 さいたま市開発行為の手続に関する条例（平成20年さいたま市条例第54号）の規定による承認等、勧告、命令及び立入検査を行うこと。		○		
21 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）の規定による宅地造成工事を許可すること。		○		

建設局
[略]

建築部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長
[略]				
建築行	1 建築基準法（昭和2		○	

政課	5年法律第201号)に基づく認定及び許可(第7条の6及び第18条第38項の規定による認定、第43条第2項第1号の規定による認定及び同項第2号の規定による許可並びに第85条第6項及び第7項並びに第87条の3第6項及び第7項の規定による許可を除く。)をすること。 2～7 [略]				
[略]					
公共建築課・教育施設建築課・公共設備課・教育施設設備課(共通)	1 [略]				
[略]					
建設事務所					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
[略]					
建築指導課	1 建築基準法第7条の6及び第18条第38項の規定による認定、第43条第2項第1号の規定による認定及び同項第2号の規定による許可並びに第85条第6項及び7項並びに第87条の3第6項及び第7項の規定による許可をすること。 2～10 [略]		○		
[略]					
[略]					
備考 [略]					

政課	5年法律第201号)に基づく認定及び許可(第7条の6及び第18条第24項の規定による認定、第43条第2項第1号の規定による認定及び同項第2号の規定による許可並びに第85条第6項及び第7項並びに第87条の3第6項及び第7項の規定による許可を除く。)をすること。 2～7 [略]				
[略]					
営繕課・保全管理課・設備課(共通)	1 [略]				
[略]					
建設事務所					
課所名	専決事項	課長	部長	局長	副市長
[略]					
建築指導課	1 建築基準法第7条の6及び第18条第24項の規定による認定、第43条第2項第1号の規定による認定及び同項第2号の規定による許可並びに第85条第6項及び7項並びに第87条の3第6項及び第7項の規定による許可をすること。 2～10 [略]		○		
[略]					
[略]					
備考 [略]					

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。